

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

決算審査委員会委員長 高橋 正樹

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 8 0 条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・ 議第 3 8 号 令和 5 年度福知山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 3 9 号 令和 5 年度福知山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 0 号 令和 5 年度福知山市国民健康保険診療所費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 1 号 令和 5 年度福知山市と畜場費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 2 号 令和 5 年度福知山市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 3 号 令和 5 年度福知山市休日急患診療所費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 4 号 令和 5 年度福知山都市計画事業石原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 5 号 令和 5 年度福知山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 6 号 令和 5 年度福知山市下夜久野地区財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 7 号 令和 5 年度福知山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議第 4 8 号 令和 5 年度福知山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- ・議第４９号 令和５年度福知山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ・議第５０号 令和５年度福知山市病院事業会計決算の認定について

２ 審査の概要

９月２５日、２６日、２７日の３日間で所属別審査を行いました。その後１０月７日に総括質疑、８日には自由討議、２８日には執行部との意見交換会、討論、採決を行いました。所属別質疑及び総括質疑では、延べ５６人の委員から大きく２０１項目にわたり質疑がありました。自由討議では、市政の重要課題について延べ４５人の委員により活発な討議がありました。

初めに、議第３８号のふるさと納税関連事業について、「実質のふるさと納税歳入額が減額となっているが、要因をどのように分析しているか、またふるさと納税の増額に向けて今後どのように取り組んでいくのか」を問う質疑があり、「減額の要因として、ポータルサイトの寄付の募集に関する業務と返礼品の発送、発注管理などを行っている中間事業者が変わったため受付ができない期間があったことや制度改正により地場産品の基準が厳格化されたことで新たな企画などを実施できなかったことなどが要因と考えている。次年度については、中間事業者との連携を強固にし、寄付の確保を目指していきたいと考えている。具体的には、ポータルサイトの追加やマーケティングを意識した返礼品の開発、シティプロモーションと連携した認知度の向上などに努め、全国に福知山の魅力を発信することで、多数の自治体の中から福知山市が認知されるように努めていきたい」との答弁がありました。

続いて、「ポータルサイトが増えたが事務経費も増えている。結果として、ふるさと納税の寄付額は見込みどおりになっているのか」を問う質疑があり「令和６年の８月末時点では寄付額が約９,９４４万円となっており前年比から見ると約倍額の寄付になっている。これは中間業務等を変更したことで効果が出てきていると考えており、令和６年度も目標達成に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、ごみの減量ふくちやまモデル推進事業について、「啓発として、市民の意識改善や行動変容に繋がるどのような取り組みを行ったのか」を問う質疑があり、「環境パークでは、小学校４年生の社会科学習として施設見学を受け入れており、こうした啓発の機会を活かすために２本の映像資料を作成している。内容は、ゴミ問題を自分事として考えゴミを減らすための工夫を考える啓発編と、ゴミ処理の工程がわかる施設紹介編の２本の映像資料となっている。また、併せて廃棄されたゴミの量を知ることで、自分たちができることを考えることができるようなパンフレットを作成している」との答弁がありました。

次に、市有地販売事業について、「市有地販売の売り払い金額及び売上件数がともに前年度を大きく下回っている要因」を問う質疑があり、「令和4年度については公社継承土地及び公共施設マネジメントによる創出土地の3物件で、合計9,910万円の売却収入を得た。令和5年度については同じく創出土地2物件で合計1,083万円の売却収入を得ているが、それぞれ物件の所在や面積などの条件の違いにより、購入需要、金額が違うために差が生じたと考えている。なお、入札等の公募件数については、令和4年度の3物件に対し、令和5年度は6物件の公募に取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、防災マップ整備事業について、「自治会に加入されていない方々への対応」を問う質疑があり、「防災マップは自治会長を通じて自治会員に配布しており、自治会未加入者にも配布協力をお願いしているが、組回覧や紙の配布物などが行き渡らない場合もある。可能な限り防災マップが行き渡るような方法をとっていきたい」との答弁がありました。

次に、消防救急デジタル無線更新事業について、「購入更新機器の内容」を問う質疑があり、「基地局に設置をしている無線回線制御装置等の無線機本体及び消防車両、救急車等に積載している移動局の無線機器である」との答弁がありました。

次に、教育委員会の保護者負担寄附金等について、「寄附金の集め方は、PTA会費の中から拠出したのか、あるいは寄附金という名目で集めたのか」を問う質疑があり、「PTAからの寄附金等は資源回収の収益で備品を購入されて、学校に寄附をいただいたものなどと把握している」との答弁がありました。

次に、地域生活支援事業について、「支出額が当初の見込みより多くなった理由、また給付される日常生活用具について紙オムツ給付者の人数、及び支出実績と国、府、市の財源の割合」を問う質疑があり、「予算額よりも支出額が多くなった理由は、ストマ装具や紙オムツなどの排泄管理支援用具が前年度と比較して増加したためで、排泄管理支援用具を給付した人数は235人であり、うち紙オムツは38人の方に支給をしている。支出実績は、415万4,112円となっており、全体の給付費のうち約18%を占めている。この事業に関しては、国が2分の1、府が4分の1、市は残り4分の1を負担している」との答弁がありました。

次に、学校給食費について、「令和5年4月からの公会計化により、市立の小・中学校の学校給食費の令和5年度の収納率はどのようになっているか、また未納額についての徴収の取り組み方法」を問う質疑があり、「令和5年度収納率は99.23%であり、未納額については、246万4,471円となっている。徴収の取り組みとしては、必要に応じた随時催告や児童手当、準要保護費からの引き去りも実施している。今後の取り組みとしては、生活保護費からの引き去り

も含めた債権回収や一斉催告書の定期的な送付、納付指導や生活実態の把握を行った中で、やむを得ない場合については、裁判所の手続きによる法的措置に基づく債権回収を行う必要があると考えているが、思いとしては、ただ単に回収することだけを目的とせず福祉的な観点から、その方の生活状況を見極めて、必要であれば、社会福祉課の「仕事と生活の相談窓口」などにお繋ぎして、生活再建に向けた対応を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、子育て総合相談窓口事業について、「支援を必要とするヤングケアラーの早期把握に繋がったのかどうか、また本事業におけるヤングケアラー対策の令和5年度の成果と課題」を問う質疑があり、「本市においてはヤングケアラーの実態調査は行っていないので、全数の把握はしていないが、要保護児童対策地域協議会の中の個別のケースとして把握できたことが早期発見に繋がっていると捉えている。課題については、ヤングケアラーの実情は支援が必要であっても表面化しにくい構造があり、そういう部分を周囲の大人や支援者がどう気づくかということが課題かと思っている。その中で令和5年度に介護や教育、保健福祉の関係者に呼びかけて研修会を実施したところ、延べ45人の参加があり、非常に大切な視点を学べたという意見もいただいた。ヤングケアラーを正しく理解し学ぶことができる研修会を行ったことが一つの成果と捉えている」との答弁がありました。

次に、子育て世代包括支援センター事業について、「支援が必要なケースは増加傾向にあるためマンパワーの確保が必要であり、支援のためには担い手の開拓や行政以外との連携を目指すとするが、具体的なイメージは」と問う質疑があり、「今は直営で子ども政策室の保健師や保育士が業務にあたっているが、マンパワーの確保が難しいところは、今後、助産院や助産師会にも声掛けをしながら対応ができないか考えている」との答弁がありました。

次に、生誕110年佐藤太清展事業について、「財源が佐藤太清記念美術館振興基金からの繰入金となっており、基金の残高が2,456万5,000円と前年までの半額に減少している。この基金の設立の経緯と使用の目的」を問う質疑があり、「佐藤太清画伯からの寄付を原資に平成13年度に基金を設置している。また画伯が亡くなられた後、ご遺族から寄付をいただき基金に積み立てている。使途は美術館の整備や製作後70年から80年近く経過した絵画の補修と管理に使用している」との答弁がありました。

次に、ゼロカーボンシティ推進事業について、「温室効果ガスの削減を進めるためエネルギーの地産地消を図り持続可能な社会を実現するという事業目的で進められているが、令和5年度の取り組みの成果」を問う質疑があり、「事業の主なものとして、公共施設群を含む未利用地等への再エネ設備導入調査業務により再エネ設備をどれくらい設置でき発電が期待できるかの可能性調査を行っ

た。また、環境基本計画推進事業交付金として、福知山環境会議に活動経費として58万8,000円を支出し、啓発事業などを展開した。家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金は、決算額が392万5,000円で交付件数27件であり、住宅での太陽光発電設備と蓄電池の同時設置を支援した。この他、地域貢献型再生可能エネルギーのさらなる普及を図るために、地域新電力に対して100万円の出資を行った」との答弁がありました。

次に、長田野工業団地利活用増進計画企業交流プラザあり方検討事業について、「令和5年度の予算311万2,000円に対し、執行額が10万円と執行額が低くなった理由」を問う質疑があり、「当初予算では、基礎調査費用に300万円を要求していたが、基礎調査を進めるに当たり、検討会での議論により調査項目を決定し、既存データの活用ができたことや各団体及び立地企業、従業員の方の協力により調査を外部委託せずに実施できた。この調査方法の変更については、あり方検討委員会での議論の中で変更対応したところである」との答弁がありました。

次に、公共交通維持改善事業について、「決算成果説明書の補助金額の運行維持費が令和4年度の7,143万円から令和5年度は8,529万円となっており1,386万円増加している要因」を問う質疑があり、「公共交通事業の補助金の増額については、昨年度廃線された園福線を1年間延長いただいた西日本ジェイアールバスの半年分の運行経費が主な増額分であり、三和線として走っている京都交通バスの代用の負担金になっている。今年度の西日本ジェイアールバスの会計年度分の残り半分については補正で計上予定であり、今後は現状の補助金で推移していくと考えている」との答弁がありました。

次に、道路維持管理事業について、「令和5年度の自治会などからの要望数とその内どれだけの事業が執行できたのか。また、新年度予算に向けて自治会要望に対する予算対応措置」を問う質疑があり、「令和5年度の全体の要望箇所数は643件で、その内、河川11箇所、道路165箇所の事業を実施している。毎年多くの要望を頂く中で実施方法を探しながら、なるべく要望にこたえられるようにしていきたい」との答弁がありました。

次に、議第39号の国民健康保険事業について、「差し押さえの基準はどのようなものか、また差し押さえによって生活困窮に追いやられるようなことがなかったのか」を問う質疑があり、「給与の差し押さえについては国税徴収法等により行っているが、源泉徴収される所得税額、また、特別徴収される地方税等の額などの差し押さえ禁止部分を給与から引いた額が差し押さえ可能となっている。また年金については、遺族年金や障害者年金については、差し押さえはいけないものとなっている。差し押さえによって生活困窮となり生存権が脅かされるようなことはなかったと承知している」との答弁がありました。

次に、議第４８号の水道事業について、「給水戸数は昨年よりも増えている一方で、給水量は減っている近年の傾向の中で、収益は令和４年度よりも約４，０００万円減少している。しかし、昨年を上回る当期純利益を計上している要因」を問う質疑があり、「給水戸数はアパートの新築などもあり若干増えているが、人口減少などにより水道料金収入等も減っており、その傾向は今後も続くと考えている。したがって利益を上げた要因は費用が減ったことにあり、具体的には修繕費や減価償却費、支払利息などが減少したことが大きな要因と考えている」との答弁がありました。

次に、議第４９号の下水道事業について、「下水道事業は現金預金が１億６，８００万円増えており、１１億７，３００万円あまりになっているが、高金利の企業債が残っている。なぜ繰上償還をしないのか、また資金の運用についての考え方」を問う質疑があり、「上下水道事業の企業債の繰上償還については確かに利率の高いものも残っているが、繰上償還には一時的に大きな資金が必要になるので資金に余裕がないと難しい。また政府企業債、機構企業債については繰上償還をした場合には、将来受け取るはずだった利息部分の一部を補償金として支払う必要があるので、繰上償還は現在のところそれほど大きなメリットがあるとは考えていない。現金預金の運用については、現在、定期預金や国債により行っているが、今後も当面の資金計画や事業進捗などを見て状況に応じ考えていきたい」との答弁がありました。

次に、議第５０号の病院事業について、「令和５年度福知山市病院事業貸借対照表の現金預金が平成３０年のほぼ倍額の７９億１，５０１万３，９５８円となっている一方で固定負債と流動負債の二つの企業債合計は、現状で８１億７，６１０万１，６６４円残っており、負債の減少率は１４％に留まっている。金利の低い現金預金より高金利の企業債を償還していく方が経営的に有利ではないかと思うが、病院側の見解と対応方法」を問う質疑があり、「病院事業は平成２２年度から黒字経営を続けており、ここ数年はコロナの補助金等もあり利益が積み上がっているが、流動資産は将来の大規模な改修や病院の移転について必要と考えている。起債に関しては、企業債額の４分の１は国から、４分の１は市から病院に対して交付税措置としての繰入があるので、病院としては経営に有利であると考えており、これまでどおり償還をしていくことがバランスのとれた経営であると判断している」との答弁がありました。

次に、総括質疑の一般会計歳入関係では、「財源構成の自主財源と依存財源の割合と前年度対比、またメリット、デメリットについての見解」を問う質疑があり、「令和５年度一般会計歳入決算において、自主財源の割合は３７．１％、依存財源は６２．９％であり、令和４年度決算での自主財源３８．２％、依存財源６１．８％と比較すると、令和５年度は前年度比、自主財源で１．１ポ

イントの減少、依存財源で1.1ポイントの増加となっている。自主財源は市税や使用料及び手数料など、地方公共団体が自主的に収入できる財源であり、中でも地方交付税に算定されない独自の行政サービスに充当できる留保財源については自由に使用できるメリットがある。また、依存財源は国・府支出金や地方交付税、市債など、国や都道府県などからの交付や割り当てられる収入のことで、例えば普通建設事業や災害復旧事業のような自主財源では賄えない大きな財政需要を伴う事業を進める上では有効な財源である。一方注意すべきデメリットとしては、自主財源のうち、市税については景気の動向や国の制度改正の影響を受けることがある。また、依存財源のうち市債については発行額が多額になると後年度の公債費が増加することとなり、財政の硬直化を招くことがあげられる」との答弁がありました。

続いて「既存の歳入確保に加えて、新たな収入源の創出の考え」を問う質疑があり、「自主財源の確保に向けた更なる拡充として、財産収入においては、福知山市公共施設マネジメント基本計画に基づき、金融機関や不動産関連の事業者など、民間の力も借りながら、公社継承土地やマネジメントによる創出土地の貸付、売却の取り組みを更に進めていきたい。また、基金の運用についても、福知山市公金管理運用指針等に基づき、安全性及び流動性を確保した上で、運用収益の増加に努めていきたい。さらに、使用料及び手数料の見直しも考えられるが、使用料及び手数料は、行政サービスの実費負担的な意味合いで、受益者に負担をいただくものであり、特定の個人が受けた行政サービスの財源について、安易に税金などの一般財源の負担を求めるのではなく、費用と負担のバランスや、近年の物価や人件費の高騰なども勘案しながら、必要に応じて使用料や手数料の改定も検討していく必要があると考えている。また、新たな収入源の確保も重要であると考えており、例えば企業誘致や設備投資への支援などを通して、税源涵養に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、**一般会計歳出関係**では、「令和5年度の実質収支は黒字となっている一方で実質単年度収支が赤字となったことについての分析」を問う質疑があり、「令和5年度の実質収支は、原油価格・物価高騰緊急対策や大型事業、災害復旧事業に係る投資的経費が増加した一方、市税収入の増加、国の経済対策による普通交付税の追加措置、合併算定替通減対策基金や財政調整基金の活用などにより、9億26万7,000円の黒字を計上した。単年度収支は、令和4年度の実質収支が11億3,681万5,000円であったことから、令和5年度の実質収支との差額である2億3,654万8,000円の赤字となっている。実質単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支に、財政調整基金の積立金、任意の繰上償還金を足し、財政調整基金の取り崩し額を差し引いて算出するもので、令和5年度は2億1,253万6,000円

の赤字となっている。これは前年度の決算黒字額の2分の1を予算計上せずに直接、財政調整基金に積み立てるという本市の条例に基づくルールによるものであり、この決算収支に基づく財政調整基金の積立分5億6,840万8,000円を加味した場合、令和5年度の実質単年度収支は3億5,587万2,000円の黒字となる。令和5年度決算の各種指標については、台風第7号にかかる災害復旧費を計上し、その財源として財政調整基金を取り崩したことやつつじが丘・向野団地建替事業、三和地域交流拠点施設整備事業などの投資的事業に取り組んだこと、また会計年度任用職員の制度改正等により、人件費が増加したことなどが影響したものと考えている。このうち、投資的事業については、将来の本市のまちづくりに向けた積極的な投資であり意義が大きいものと考えており、人件費の増加については、人事院勧告に基づく措置である。実質単年度収支は単年度収支に財政調整基金の積み立てと取り崩しなどを加味して算出したものであり、赤字になったことをもって財政状況が悪化したとは捉えていない」との答弁がありました。

次に、「一般会計所管の基金残高減少の見解」を問う質疑があり、「基金残高は、令和5年度に8億7,942万円減少し、100億円を割り込んだが、この要因は令和5年度において、原油価格・物価高騰対策や台風第7号災害復旧などで財政調整基金の活用を行ったほか、地域振興基金やふるさと納税基金などを積極的に活用したことによるものであり、安心・安全で活力のあるまちづくりを進める中で有効に活かされたものと認識している。しかしながら、物価や労務単価の上昇、国の制度改正も含めた扶助費の増加に加え、人事院勧告における増額の勧告、令和7年度からの地域手当の支給基準見直し勧告もあり、本市として勧告どおり実施していくかは今後の検討課題となるが、こうした流れは今後も続くことも想定される。このような状況も踏まえて、災害対応など有事の財政出動に備えるためにも、基金残高の一定水準の維持に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「実質的な市債残高が全会計で約5億3,000万円増加したことによる今後の財政運営への影響」を問う質疑があり、「令和5年度の市債残高は、全会計で837億734万円であり、そのうち交付税に算入される額を除いた実質的な市債残高は378億6,155万円で、前年度から5億2,976万円の増加となっている。実質的な市債残高が前年度に比べて増加したことで、すぐさま財政運営に影響が出るとは考えていないが、今後とも市債発行の管理適正化に努めるとともに、特に特別会計、企業会計については、独立採算を原則としていることから、一般会計の負担の適正な基準も考慮しながら、便益と費用のバランス、現在の受益者負担の水準の妥当性について十分な検討を行い、将来世代への過大な負担とならないような対応も検討していく必要があると考えている」との答弁がありました。

次に、「中期財政見通しについて、令和５年度決算では、めざすべき目標数値にとどいていない状況と見受けられるが、どのように捉えているか。また、目標数値を踏まえて次年度以降の考え方」を問う質疑があり、「令和４年３月に策定した持続可能な財政運営の基本方針で掲げる経常的な支出額の令和８年度の目標額３２４億円に対して、令和５年度決算は３３６．７億円となっており、目標額を１２．７億円超過している。この主な要因として、目標額を設定した令和３年度時点では想定できなかった物価や人件費の高騰、それらに伴う保育所委託費や障害者自立支援給付費の公定価格の上昇、学校給食費の公会計化などがある。今後の見通しとしては、これらの経費の増加に加え、人件費について令和６年度人事院勧告での増額や地域手当の支給基準の見直しの勧告がなされており、本市として、勧告どおり実施していくかは今後の検討課題ではあるが、増加の流れが続くことは想定されるところであり、経常的な支出額としての目標達成は難しい現状であると捉えている。しかし、こうした想定できなかった国の制度改正による増加経費に対しては、その多くが国庫支出金や地方交付税措置により、市町村の負担が過大にならないように配慮されており、大半にこうした財源が手当をされている。令和５年度決算において、目標額の設定時に想定していなかった追加財源は約１２．２億円あり、先ほど令和５年度の経常的支出の決算額として述べた３３６．７億円から、この追加財源を差し引くと３２４．５億円となる。この追加財源で手当された金額を差し引いた額を実質的な経常的支出額と捉えたと、目標額３２４億円に対して０．５億円の超過とみなすことができる。本来、財政運営上、指標とすべきはこの追加財源を差し引いた額を実質的な経常的支出額と考えており、国の制度改正などにより大きな影響を受ける歳出ベースの目標達成をめざすことは現実的ではないことから、実質的な経常的支出額によってその達成をめざしていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、**企業会計関係**では、「令和５年度の病院事業の経営状況と今後の展望」を問う質疑があり、「本院における令和５年度の経営状況については、患者数の減少による収入のマイナス要因もあったが、がん治療や血管内治療など、高度医療や手術等により、入院、外来とも診療単価が上昇し、収支差引３億３，１７１万８，５５４円の純利益を計上することができ、平成２２年から１４年連続黒字を確保することができた。大江分院についても、患者数の減少が見られたものの、経費削減等に努めた結果、収支差引１，４９７万５，０４６円の純利益を計上し、令和元年度以降、５年連続で黒字を確保できた。今後の収入については、今年度６月の診療報酬改定において、診療報酬本体では引き上げがあったものの、薬価は下がり、材料価格を合わせるとマイナス改定となることから、高度急性期病院にとっては大変厳しいものとなっている。加えて、新型コロナウイルス関連の補助金は今年度から全てなくなっている。一方、支出については、医薬品、診療材

料の納入価格は、原材料費等の高騰により上昇傾向が続いている。さらに、人件費については、人事院勧告において、支給基準の増額見直しが勧告されており、増加の流れが続くことが想定されている。このように今年度以降、病院経営は大変厳しいと考えているが、引き続き、事業の効率化に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「令和5年度決算から見た上下水道事業の経営分析と今後の持続可能な事業運営について」を問う質疑があり、「令和5年度決算については、水道事業で1億6,744万4,000円、下水道事業では3億5,055万7,000円の純利益を計上することができた。上水道事業等包括的民間委託の導入や下水道の施設統合など、様々な経営改善に取り組み、健全な事業運営に努めてきた成果と考えている。しかしながら、上下水道事業の中長期的な経営見通しにおいては、収益については、人口減少に伴う使用水量の減少により、料金収入等は減少していくことが想定されている。また、費用については、老朽化した施設の更新に加え、原材料費の高騰など物価上昇が見込まれ、上下水道事業を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増していくものと予測している。今後も収益と費用の状況を適切に把握し、より一層の効率化に向けた業務の見直しや、有利な財源の確保に努め、持続可能で健全な事業経営に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

他にエネルギー・環境施策の成果、福知山公立大学との連携による成果、DX推進による行政改革の成果、地域公共交通の課題などを問う総括質疑も行われました。

なお、議第41号、議第43号、議第46号についての質疑はありませんでした。

次に、委員から提案された4つのテーマに基づき、**自由討議**を行いました。

自由討議のテーマは次のとおりでした。

- ① ヤングケアラーをはじめとした「ケアラー」支援の強化について
- ② 稼げる農業応援事業の事業見直しについて
- ③ 大災害時代と森林対策と林業
- ④ ふるさと納税など安定的財政運営のための自主財源の確保に向けて

なお、この4テーマ全てについて、決算審査を踏まえた政策提言を行い、執行部と意見交換会を行いました。

政策提言の項目は次のとおりでした。

- ① ヤングケアラー支援の推進強化について
- ② 稼げる農業応援事業の発展的な見直しについて
- ③ 森林・林業DX活用の推進等について
- ④ ふるさと納税など安定的財政運営のための自主財源の確保に向けて

次に**討論**を行いました。

反対

議第 3 8 号、議第 4 7 号の 2 議案について反対する。議第 3 8 号の一般会計歳入歳出決算の認定については、平成 1 4 年に同和対策特別措置に関する法律が失効してからも同和行政が継続していることや自治会長を非常勤特別職の地方公務員として事務委嘱していること、また、農匠の郷やくのの長期閉館は多額の管理費など公金の使い方に問題があるため反対する。次に、議第 4 7 号の後期高齢者医療事業については、高額な被保険者負担に加えて、受けられる医療が差別される仕組みとなっているため反対である。

賛成

議第 3 8 号から議第 5 0 号までの 1 3 議案すべてに賛成する。議第 3 8 号の一般会計歳入歳出決算の認定については、市税収入が大きく増加したことや、経常収支比率、実質公債費比率は上昇したものの将来負担比率は改善し、一定の財政健全化が図られている。議第 4 2 号の宅地造成事業、議第 4 4 号の石原土地区画整理事業においては、厳しい経済情勢の中においても販売促進が進んでいる。また、議第 4 8 号の水道事業会計では、上水道事業等包括的民間委託の導入などの経営改善により、給水量が減少する中においても 1 億 6, 0 0 0 万円超の純利益を計上しており、議第 5 0 号の病院事業では、新型コロナ関連の補助金の減少や、患者数の減少による収入減の影響がある中、高度医療や手術等により、入院、外来とも診療単価が上昇したことで、3 億 3, 0 0 0 万円超の純利益を計上している。このように適切に事業運営されてきたと認められることから全議案に賛成する。

3 審査結果

- ・ 議第 3 8 号 賛成多数で原案認定
- ・ 議第 3 9 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 0 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 1 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 2 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 3 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 4 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 5 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 6 号 全員賛成で原案認定
- ・ 議第 4 7 号 賛成多数で原案認定
- ・ 議第 4 8 号 全員賛成で原案可決及び認定

- ・議第49号 全員賛成で原案可決及び認定
- ・議第50号 全員賛成で原案認定